

諏訪市告示 第94号

諏訪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年諏訪市条例第21号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続き等について、諏訪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年諏訪市規則第23号）第3条の規定により、これを告示する。

令和8年4月1日

諏訪市長 金子ゆかり

1 手続等の名称

諏訪市公民館「分館活動補助金」交付事務

2 手続等の根拠となる条例等の名称及び条項

諏訪市公民館「分館活動補助金」補助金等取扱基準及び諏訪市補助金等交付規則第6条、第9条、第15条及び第16条

3 手続等の内容

(1) 補助金の交付を受けようとする分館長は、次に掲げる書類を教育委員会の指定する日までに市長に提出。

①分館活動補助金交付申請書（様式第2号-1）

②収支・事業報告書

(2) 事業終了後、分館長は、次に掲げる書類を教育委員会の指定する日までに市長に提出。

①補助事業等実績報告書（様式第5号-1）

②収支決算・事業報告書（様式第5号-2）

(3) 補助金等の交付決定したときは、分館長へ通知する。

①補助金等交付決定通知書（様式第3号）

②補助金等交付額確定通知（様式第6号）

4 手続等に適用する情報通信技術利用条例の規定

第3条

5 手続きの開始時期

令和8年4月1日